

令和8年度健康診断業務請負単価契約（石川県分）仕様書

1 総 則

北陸農政局（石川県内機関を含む。）職員の健康診断業務の実施に当たっては、業務請負単価契約書に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

2 目 的

本業務は、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第20条に基づく一般定期健康診断及び特別定期健康診断、第21条に基づく臨時の健康診断及び第24条の2に基づく二次健康診断等及び「情報機器作業従事職員に係る環境管理、作業管理、健康管理等の指針」に基づき、北陸農政局職員を対象に実施するものである。

3 検査項目、受診対象者及び予定人数

別紙「検査実施項目」のとおり。実受診者は発注の都度提示する。

なお、予定人数は当方が見込む予定のものであり、当該人数を確約するものではない。

4 実 施

健康診断は、契約締結の日から令和9年3月1日までに実施する。

5 履行期限

報告書の提出期限 令和9年3月18日

6 健康診断実施場所及び期間

実施場所及び実施期間については、原則として以下のとおりとするが、発注者、受注者協議の上、変更する場合がある。

なお、受注者の検診施設については、金沢市内又は金沢市に隣接する石川県の市町内に所在する施設とする。

（1）一般定期健康診断

①金沢市

- ・金沢広坂合同庁舎及び受注者の検診車において実施（予定人数324人）
令和8年6月下旬、7月上旬の平日開庁時間内（8時30分から12時00分）
5日間
- ・金沢新神田合同庁舎及び受注者の検診車において実施（予定人数48人）
令和8年6月下旬、7月上旬の平日開庁時間内（8時30分から12時00分）
1日間

②小松市

- ・西北陸土地改良調査管理事務所及び受注者の検診車において実施（予定人数33人）
令和8年6月下旬、7月上旬の平日開庁時間内（8時30分から12時00分）
1日間

③受注者の検診施設及び別途指示する場所において実施

令和8年7月中旬以降（予定人数 上記①及び②において受診できない職員）

（2）臨時健康診断

①長時間超過勤務該当者（予定人数9人）

受注者の検診施設において実施

対象者該当後すみやかに実施

②がん検診（乳ガン検査予定人数71人、子宮ガン検査予定人数84人）

金沢広坂合同庁舎及び受注者の検診車において実施

年間1回実施 平日開庁時間内2日間

ただし、上記実施日に受診できない職員は、後日受注者の検診施設及び別途指示する場所において実施

(3) 情報機器作業従事職員健康診断

①金沢市

金沢広坂合同庁舎において実施（予定人数38人）

令和8年12月の平日開庁時間内2日間

②小松市

西北陸土地改良調査管理事務所において実施（予定人数20人）

令和8年12月の平日開庁時間内1日間

(4) 特別定期健康診断

受注者の検診施設において実施

① 自動車運転業務従事者

年間2回実施（9月、2月）（予定人数8人）

② 電離放射線検診

対象者該当後すみやかに実施（予定人数1人）

(5) 二次健康診断

受注者の検診施設において実施

対象者該当後すみやかに実施（予定人数2人）

7 検査結果の報告

終了後は、すみやかに以下の報告書を提出すること。

- (1) 健康診断結果通知票（様式自由。ただし、最終判断を行った医師の氏名を記載するものとする。）2部（受診者通知用、健康管理者保管用各1部）
- (2) 要精密、要観察者リスト（様式自由）1部
- (3) 特定健康診査に係る一般定期健康診断の結果については、「特定検診の電子的データ標準様式」に基づき、XML（Extensible Markup Language）形式で作成し、CD媒体等により提出するものとする。
- (4) 業務完了報告書（様式自由）

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項または内容について疑義が生じた場合は、その都度、担当者と協議することとし、また、詳細については担当者の指示による。
- (2) この請負業務について、契約事項及び本仕様書に明示されていない事項であっても、請負業務の性質上当然必要なものは、担当者の指示に従い受注者の負担で行うこと。
- (3) 本仕様に基づく全ての作業において、発注者が提供した業務上の情報は第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
- (4) 受注者は、検査に使用する機器の整備を行い、正確な検査結果が出るようにすること。
- (5) 医師、看護師、X線技師等は、法令に準拠した有資格者であること。また、法令を遵守し正確、親切を旨として、健康診断を行わなければならない。
- (6) 撮影したX線の画像診断については、受注者の責任において2名の医師によるダブルチェック体制で行うこと。なお、医師の1名については、放射線科の専門医とすること。
- (7) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて
 - ① 主な環境関係法令の遵守
受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関連法令を遵守するものとする。
 - ア エネルギーの節減
・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54

年法律第 49 号)

等

- イ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
 - ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
 - ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）

等

- ウ 環境関係法令の遵守等
 - ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
 - ・ 環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）
 - ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
 - ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

等

② 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者（委託契約の場合は「受託者」とする。）は、役務（委託事業の場合は「委託事業」とする。）の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙様式 1 を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。

なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～オの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ みどり食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

(別紙)

検査実施項目

検査項目	内容	区分	予定人数
【一般定期健康診断】			
診察	問診(既往歴、業務歴、自覚症状及び他覚症状の有無)	A	405
身長・体重・腹囲測定	BMIによる肥満度	A	405
胸部X線検査	胸部エックス線間接撮影、又は同等以上による撮影	A	405
血圧測定		A	405
尿検査	蛋白及び糖の有無(ヒポール使用を含む)	A	405
視力検査	遠見視力	A	405
聴力検査	1000Hz・4000Hz(オーディオメーター)	A	405
血液検査	LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、血糖値、貧血(赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット)、肝機能(GOT、GPT、 γ -GTP)	B	336
心電図検査	12誘導	B	312
大腸ガン検査	便潜血反応2日法	C	283
胃検査	胃部エックス線間接撮影、又は同等以上による撮影	D	199
肺ガン検査	喀痰細胞診	E	18
C型肝炎抗体検査	HCV抗体	F	7
【臨時健康診断】			
長時間超過勤務者検診	血圧測定、血液検査(LDLコレステロール、中性脂肪、血糖値、HbA1c、貧血(赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット)、肝機能(GOT、 γ -GTP))	G	9
乳ガン検査	マンモグラフィ1方向	H	71
子宮ガン検査	細胞診	H	84
【情報機器作業従事職員健康診断】			
VDT検診	問診(業務歴、既往歴、自覚症状)、眼科学的検査(視力、屈折度、眼位、近点距離測定)、筋骨格系検査(上肢の運動機能、圧痛点検査)	I	58
【特別定期健康診断】			
自動車等の運転業務検診	平衡機能検査、聴力検査(1000Hz・4000Hz(オーディオメーター))、血圧測定、視力・視野検査(遠見視力、視野)、診察問診(頭痛・腰痛・胃症状、上肢、頸部及び腰部の機能検査)	J	8
電離放射線検診	診察、問診(被ばく歴の調査及び評価)、血液検査(白血球数及び白血球百分率、赤血球数及び血色素量又はヘマトクリット値)、目の検査(白内障)、皮膚の検査	K	1
【二次健康診断】			
二次健康診断	血液検査(空腹時)(LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、血中グルコース、HbA1c)、負荷心電図検査又は胸部超音波検査、頸部超音波検査、微量アルブミン尿検査※保健指導含む	L	2

【区分】

A:全職員

B:35歳、40歳以上の職員及び30歳以上の希望者

C:40歳以上の職員及び30歳以上の希望者

D:50歳以上の職員(前年度受検済みを申し出た者除く)及び30歳以上49歳以下の希望者

E:40歳以上で喫煙指数が600以上となる者のうち希望者

F:輸血歴、大規模な手術歴、黄だん等のC型肝炎に罹患した可能性があるとして
既往歴のある者及び血液検査でGPT値が異常値を示した者を対象に希望者

G:長時間超過勤務を行った職員

H:女性職員の希望者(乳ガン検査は35歳以上)

I:情報機器作業従事職員のうち作業内容が拘束性のある作業従事者及びそれ以外で
自覚症状を訴える職員の希望者

J:自動車運転手

K:除染作業従事者

L:一般定期健康診断において、BMI、血圧、血糖及び脂質検査でいずれにも異常所見
があると診断された職員

【履行場所】

北陸農政局金沢広坂合同庁舎

北陸農政局新神田合同庁舎

西北陸土地改良調査管理事務所

受注者の検診施設及び検診車

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～オの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ （ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由 （ （ ）		

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

